

三豊市空き家リフォーム・地域経済活性化事業補助金 Q&A

本補助金のご利用にあたり、ご質問が多い事項について、回答を掲載しておりますのでご確認ください。

Q1 どのような人が申請できますか。

A 下記の要件を全て満たす方が申請できます。

- 1 空き家バンク登録住宅を購入した方
- 2 三豊市税に滞納がない方
- 3 空き家バンク住宅の売買契約の日から起算して、3年を経過していない方
- 4 直前に居住していた居宅の適正な管理が見込める方
- 5 実績報告時において、申請住宅の住所で住民登録されている方
- 6 補助金の交付を受けた日から5年以上申請住宅に定住される方
- 6 過去に「三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金」の交付を受けたことがない方
- 7 過去に「三豊市若者定住促進・地域経済活性化事業補助金」の交付を受けたことがない方

Q2 どのような住宅が対象となりますか。

A 空き家バンクに登録された住宅のうち、売買契約によって購入した、固定資産税の滞納が無い住宅です。
また、過去に「三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金」「三豊市若者定住促進・地域経済活性化事業補助金」の交付を受けたことがある住宅は対象になりません。

Q3 どのような工事が補助対象になりますか。

A 補助の対象となる事業（補助対象事業）は、下記の要件を満たす工事です。

■市税を滞納していない市内業者（本市市税を滞納しておらず、市内に本店を置く建築業等を営む法人又は住所を有する個人）による30万円以上の工事で下記の内容のもの

主な工事	具体的な工事内容
木工事	部屋の増減築、間仕切りの変更、床材・内壁材等の変更等
屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等
サッシ工事	玄関建具取り替え、断熱サッシ工事、シャッター取り付け等
建具工事	各種建具取り替え（ドアノブ・鍵・戸車・レール取り替え）等
内装工事	床・天井・壁等のクロス貼り替え等
外装工事	外壁の改修、張り替え、塗り替え、コーキング補修等
塗装工事	屋根塗り替え、外部鉄部塗り替え等
左官タイル工事	室内壁塗り替え、内外タイル貼り替え補修等
給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等
エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス、ベランダの設置、改修等
省エネ設備工事	住宅に組みこまれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等）

※交付決定後に工事を開始し、対象年度1月末日までに実績報告書の提出を完了すること。

※補助対象外となる工事内容

- ・住宅構造の改修工事を伴わない機器・備品等の購入（壁掛け式エアコン、テレビ、パソコン等の電化製品又は照明器具、カーテン、家具セット等）及び設置工事
- ・家具の固定のための器具購入及び工事

・申請者及び申請者と同一世帯の方自らが実施するリフォーム工事（DIYのような工事）

Q4 補助金額の額はいくらになりますか。

A 補助金額の計算方法は、
工事費用の 50 パーセント に相当する額で、100 万円が上限です。（1,000 円未満は切り捨て）

Q5 空き家バンク住宅の賃貸契約をした場合は対象になりますか。

A 空き家バンクリフォーム補助金の対象となるのは、空き家バンク住宅を売買契約した買主の方のみです。売買契約の売主や、賃貸借契約の貸主・借主は、補助金の対象者ではありません。

Q6 市内業者について、「本市の区域内に本店住所を有すること」をどのように確認するのですか。

A 法人の場合は、三豊市税務課に、本店住所を本市区域内住所として「法人異動届（設立）」を提出している業者です。見積を取る際に、業者に確認してください。

Q7 市内業者の「本市の市税を完納していること」とは、どのような業者ですか。

A 本市の法人市民税または個人住民税、固定資産税、軽自動車税等に滞納がない市内業者です。申請時には、利用する市内業者の完納証明書（市税に滞納のないことがわかる納税証明書）をご提出ください。
※利用する市内業者が市税を滞納している場合は補助対象外となりますが、個人情報保護の観点から、申請者に業者の納税状況を伝えることはできません。したがって、申請者の方に業者の納税証明書を提出して頂くことになります。（業者直接か、業者の委任状により申請者の方が窓口にて取ることができません。）

Q8 複数の業者によるリフォーム工事は補助対象となりますか。

A 複数の業者による工事の場合でも、条件を満たす市内業者（Q6、Q7 参照）によるものは補助対象となります。

申請時に頂く書類や、実績報告時に頂く領収書等で確認しますので、その際に市外業者の実施工事があれば、その工事費を補助対象経費から差し引き、補助金の額を算定します。

Q9 申請前に着手しているリフォーム工事は、補助対象となりますか。

A 工事が完了しているものや、着手している場合は、補助対象となりません。申請後、補助金交付決定通知書が届いてからリフォーム工事に着手してください。

Q10 工事中に、工事内容に変更があった場合、再度の申請は必要ですか。

A 交付決定後に工事内容等の変更により補助金額が変動となる場合は、「補助金変更等申請書」による変更申請が必要です。変更内容がわかる見積書や工事前の写真などを添付してください。その後、改めて市から「補助金交付決定変更等通知書」を送付します。

Q11 申請するリフォーム工事は、他の補助金の交付を受ける予定ですが、申請できますか。

A 本補助金制度に申請するリフォーム工事に、国、県又は本市の住宅改修に係わる他の補助金の交付を受ける（予定含む）工事が含まれていても、申請はできます。総工事費から、他補助金事業費を差し引いた額が本事業の補助対象事業費となります。

浄化槽補助金、太陽光発電、耐震工事などの補助金については、必ず、それぞれの担当課に事前にご相談ください。

Q12 交付申請にはどのような書類が必要ですか。

A 申請時には、下記の①～⑨の書類を併せてご提出ください。

① 空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付申請書

- ・記入例を参考に記入のうえご提出ください。

② 申請者の市税に滞納がないことの証明（申請日の1ヶ月以内に発行されたもの）

- ・本市市税に滞納が無いか確認するため必要となります。本庁税務課または各支所の窓口で完納証明書（又は滞納なし証明書）の交付申請をしてください。

③ 補助対象住宅について、補助事業年度の固定資産税に滞納がないことの証明

（申請日の1ヶ月以内に発行されたもの）

- ・補助対象住宅の補助事業年度の固定資産税の納税証明書又は完納証明書（又は滞納なし証明書）が必要です。

所有者が変更していても、該当年度の納税義務者は元の所有者である場合があります。

該当年度の納税義務者本人か、納税義務者の委任状により申請者の方が本庁税務課または各支所の窓口で交付申請をしてください。

- ・申請者が補助対象住宅に係る固定資産税の納税義務者となり、課税されている場合は②の証明と兼ねますので、提出の必要はありません。

④ 施工する市内業者の市税に滞納がないことの証明（申請日の1ヶ月以内に発行されたもの）

- ・市内業者が本市市税に滞納がないか確認するため、完納証明書（又は滞納なし証明書）が必要です。業者か、業者からの委任状により申請者の方が本庁税務課または各支所の窓口で交付申請をしてください。

⑤ 補助対象事業費が確認できる書類の写し（内訳含む）

- ・リフォーム業者からの見積書など、工事費が確認できる書類が必要です。

工事内容がわかる書類（内訳等）もあわせてご提出ください。

⑥ 補助対象事業を実施する予定箇所の位置及び補助対象事業の予定内容の詳細が分かる書類の写し

- ・住宅平面図等に、リフォーム工事を実施する箇所に番号と簡単な内容を記載し、ご提出ください。

※別紙記入例に具体例あり

⑦ 補助対象事業予定箇所の現況写真

- ・⑥の平面図等に記載した番号の工事予定箇所それぞれの写真をご提出ください。

※別紙記入例に具体例あり

⑧ 空き家バンク登録住宅の売買契約書の写し

- ・売主と買主との間で交わされた売買契約書の写しが必要です。

⑨ 誓約書

- ・補助対象住宅の直前に住んでいた居宅の適正な管理に関するものです。

⑩ 債権者登録申出書

- ・補助金を入金する口座を登録するための書類です。記入、押印のうえご提出ください。

Q13 申請の添付書類が用意できないのですが、申込み予約はできますか。

A 添付書類が揃っていないと受付できません。また、申込み予約はできません。

Q14 実績報告はいつ行えばよいですか。また、どのような書類が必要ですか。

A リフォーム完了後は速やかに、かつ申請年度 **1月末日まで** に、下記の①～⑧の書類を併せてご提出ください。

① 空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金実績報告書

・記入例を参考に記のうえご提出ください。

② 補助対象事業費の請求書の写し（内訳含む。）

・市内業者から申請者宛の請求書の写しと、工事内容がわかる書類（内訳等）をご提出ください。

③ 補助対象事業費の支払いが確認できる書類の写し

・補助対象事業費を支払った領収書等、市内業者に支払った事や金額がわかるものです。
請求書の写しの額と同額となるものがが必要です。

④ 補助対象事業を実施した箇所の位置が分かる書類の写し

・住宅平面図等に、リフォーム工事を実施した箇所に番号と簡単な内容を記載し、ご提出ください。

※別紙記入例に具体例あり

⑤ 補助対象事業実施箇所の施工中と施工後の写真

・④の平面図等に記載した番号の工事実施箇所それぞれの写真をご提出ください。
・ビフォー・アフターが分かるように、工事前の写真と同じ位置から撮影してください。

※

別紙記入例に具体例あり

⑥ 申請者の世帯全員の住民票の写し（原本）

・補助対象住宅に居住しているか確認するために必要です。
・本庁市民課または各支所の窓口で住民票の写しの交付申請をしてください。

⑦ 空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付請求書

・補助金の入金のため必要な書類です。日付、発番等は窓口で記入しますので、空欄でお持ちください。また、事前に登録した口座を指定してください。

⑧ 債権者登録申出書

・申請時から住所が変更する方は、新住所での口座変更届が必要です。
記入、押印のうえご提出ください。

Q15 手続きは、どこでできますか。

A 三豊市危機管理センター1階の建築住宅課が担当窓口です。

申請書類や、補助金の要件についてご質問があれば、下記にお問い合わせください。

三豊市 建設部 建築住宅課

(電話) 0875-73-3044

(メール) kenchiku@city.mitoyo.lg.jp